

# 松野町の給与・定員管理等について

## 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 3年度の人件费率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
4	3,661	4,291,810	139,587	774,800	18.1	14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

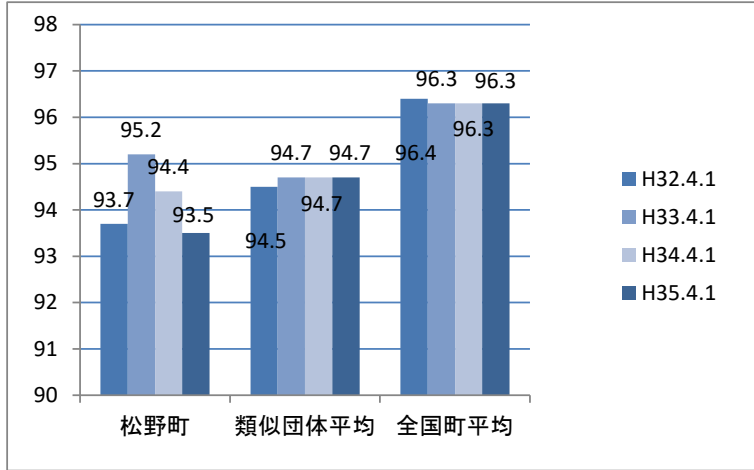
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4	69	236,355	44,556	92,110	373,021	5,406	5,369

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し〔実施〕

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

- ・一般行政職の給料表について、国・県の見直しを踏まえ、平均2.1%引き下げ（最大3.7%）。
- ・激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(6) 特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松野町	41.1歳	296,977円	360,458円	326,717円
愛媛県	42.7歳	316,104円	405,620円	346,253円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.0歳	292,377円	344,598円	319,247円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	松野町	愛媛県	国	
一般行政職	大学卒	189,461円	192,677円	185,200円
	高校卒	157,599円	159,710円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	250,600円	294,000円	324,900円
	高校卒	—円	—円	—円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

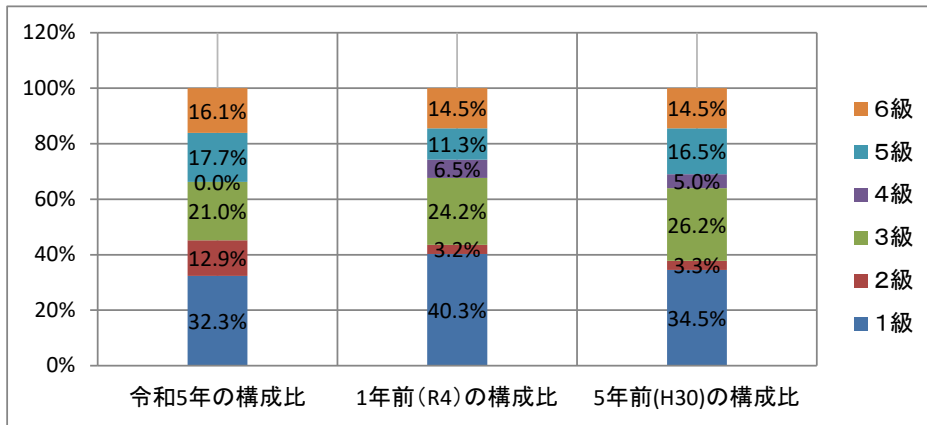
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事	20人	32.3%	150,865円	248,862円
2級	主査	8人	12.9%	199,512円	305,751円
3級	係長	13人	21.0%	235,595円	351,785円
4級	課長補佐	0人	0.0%	267,356円	386,159円
5級	課長補佐	11人	17.7%	292,182円	395,004円
6級	課長	10人	16.1%	320,827円	412,292円

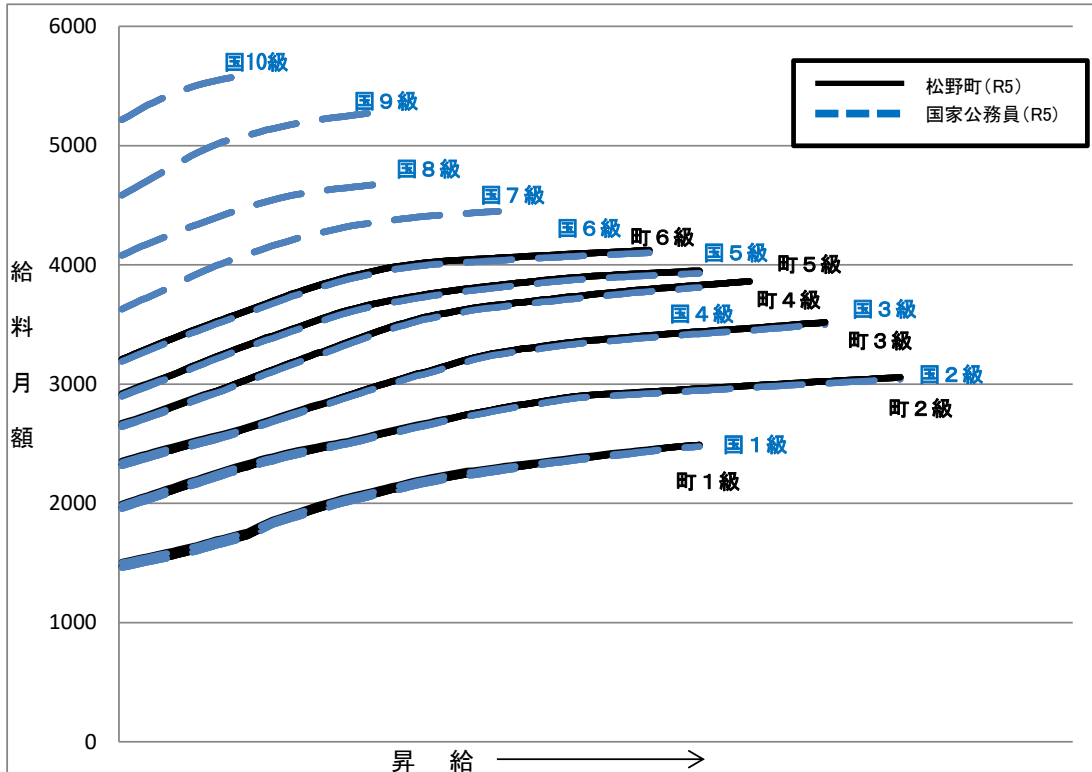
(注) 1 松野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成26年に5級制から6級制に変更している。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 野 町		愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,364 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,525 千円		-	
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)		(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)		(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

松 野 町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		

(3) 地域手当 該当ありません

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		18,605 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		664,446 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		30.4 %		
手当の種類(手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の疑いのある患者の看護等	0千円	1日につき1,000円以内
行旅死亡人取扱業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人等の死体の収容作業等	0千円	1体につき3,500円
動物等処理業務手当	右記業務に従事した職員	犬猫等の動物の死体処理、野犬等の捕獲	13千円	1件につき300円
医師の特殊勤務手当	診療所に勤務する医師	研究技術手当	7,200千円	1月につき300,000円
		夜間休日待機手当	7,310千円	平日の夜間 10,000円 休日の昼間・夜間 20,000円
夜間看護手当	診療所に勤務する看護師及び准看護師	夜間における看護等	4,081千円	1夜につき7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	17,843 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	270 千円
支給実績(令和3年度決算)	15,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	232 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(支給対象とならない職員を除く)である。

## (6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者、父母等 : 6,500円</li> <li>子 : 10,000円</li> <li>扶養親族のうち特定期間にある子 : 1人につき5,000円加算</li> </ul>	同		10,628 千円	236,188 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家、間借居住者 家賃23,000円以下: 月額から12,000円を控除した額</li> <li>家賃23,000円超: 月額から23,000円を控除した額の2分の1(控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額</li> </ul>	同		6,042 千円	208,368 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者で、片道2km以上 全額支給限度額 : 55,000円 2分の1加算限度額 : 20,000円</li> <li>自動車等利用者 / 一般の場合 2~5km : 2,000円    5~10km : 4,200円 10~15km : 7,100円    15~20km : 10,000円 20~25km : 12,900円    25~30km : 15,800円 30~35km : 18,700円    35~40km : 21,600円 40~45km : 24,400円    45~50km : 26,200円 50~55km : 28,000円    55~60km : 29,800円 60km以上 : 31,600円</li> </ul>	同		2,527 千円	57,438 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長級 : 42,700円</li> <li>課長補佐級 : 31,300円</li> <li>診療所長 : 85,400円</li> <li>診療所副所長 : 64,100円</li> </ul>	異	組織が異なり比較できない	12,176 千円	468,323 円
管理職特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長級 : 8,000円</li> <li>課長補佐級 : 6,000円</li> <li>診療所長 : 8,000円</li> <li>施設長 : 8,000円</li> </ul>	異	組織が異なり比較できない	364 千円	14,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	支給額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	町長	675,000円/月 ( 810,000円 / 457,500円 )
	副町長	535,500円/月 ( 650,000円 / 440,000円 )
報酬	議長	213,000円/月 ( 360,000円 / 140,000円 )
	副議長	178,000円/月 ( 320,000円 / 115,000円 )
	議員	163,000円/月 ( 300,000円 / 100,000円 )
期末手当	町長、副町長、議長、副議長、議員	(令和4年度支給割合) 3.30 月分
退職手当	町長	(算定方式) 1ヵ月につき100分の46 (1期の手当額) 14,904,000円 (支給時期) 退職の翌月
	副町長	(算定方式) 1ヵ月につき100分の27 (1期の手当額) 6,940,080円 (支給時期) 退職の翌月

6 職員数の状況

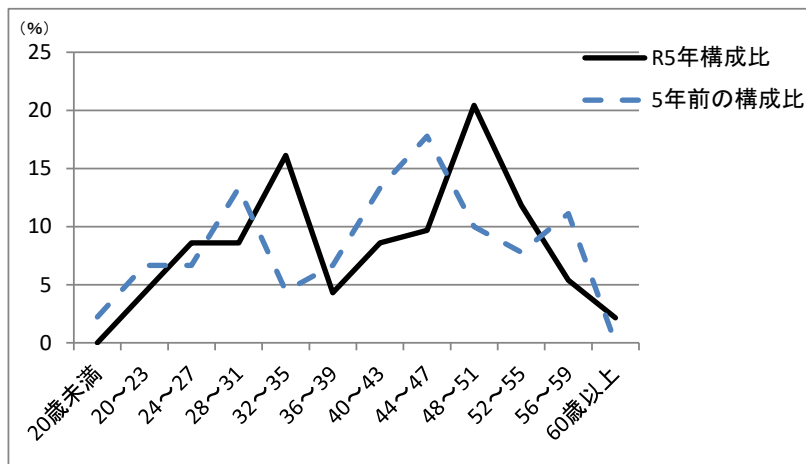
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年度	令和5年度		
普通会計 部 門	一般行政 部 門	議 会	1	1	0	庁舎建設終了による減員  欠員補充
		総 務	22	21	△ 1	
		税 務	2	2	0	
		民 生	15	15	0	
衛 生		10	11	1		
農 林 水 産		7	7	0		
商 工	2	2	0			
土 木	3	3	0			
	計	62	62	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 169.35人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.45人	
	教 育 部 門	7	7	0		
	小 計	69	69	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 188.47人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 257.87人	
特別会計 部 門	病 院 水 道 そ の 他		15	15	0	後期高齢者医療広域連合への派遣
			2	2	0	
			6	7	1	
	小 計	23	24	1		
合 計		92	93	1		
		[125]	[128]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	4	8	8	15	4	8	9	19	11	5	2	93

(3) 職員数の推移

部 門 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年の増減数/率	
一 般 行 政	63	62	64	60	62	62	△ 1	△1.59%
教 育	9	8	8	7	7	7	△ 2	△22.22%
普 通 会 計	72	70	72	67	69	69	△ 3	△4.17%
特 別 会 計 計	18	19	19	21	23	24	6	33.33%
総 合 計	90	89	91	88	92	93	3	3.33%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。